

シンナー等の悪用

平成2年4月 広島県教育委員会

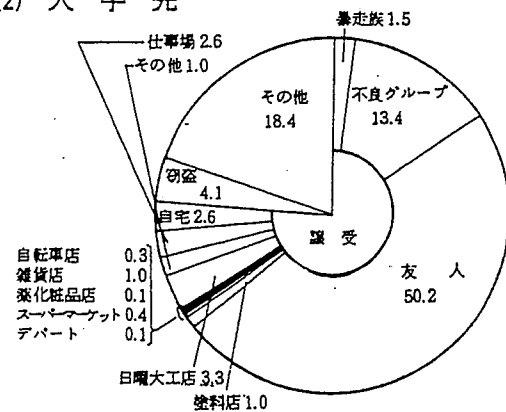
1. シンナー等の悪用の実態

(県警資料から)

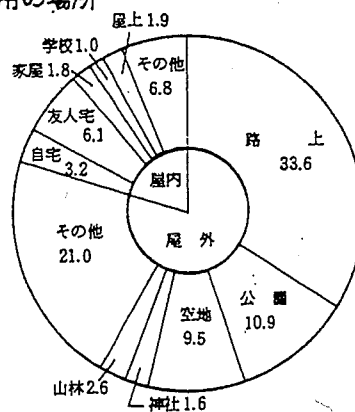
(1) 年次別推移

年	昭和55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成元	
総 数	487	687	846	751	895	957	872	946	1,300	978	
生徒・学生	中学生	125	179	186	153	219	203	141	201	220	187
	高校生	102	119	166	128	126	151	136	170	215	157
	その他の学生	8	18	21	17	22	13	23	14	24	21

(2) 入手先



(3) 悪用の場所



2. 指導の実際

事例A

(1) 概要

A男(高2)は、1年の2学期ごろ友人がシンナーを悪用しているのを見て、自分も接着剤などを吸うようになった。

2年の夏休み前から急に生活態度が乱れ、夏休みには単車を乗り回し、グループでシンナー悪用をするようになった。また、シンナーを手に入れるため塗装店に盗みに入ったこともある。

(2) 指導経過

2学期に入り退学したいと担任に申し出る。担任はこの時はじめてA男がシンナーを悪用していることを知った。

担任は、シンナー悪用の恐ろしさをA男に話し

て聞かせ、両親と相談して、A男がシンナーの誘惑に負けなくなるまで家庭で治療等をさせることにした。

また、グループとの交際も止めさせるよう指導した。

約1ヶ月後、グループの1人が交通事故で重傷を負うという事件が起こり、A男はシンナー悪用による暴走行為の恐ろしさを強く感じた。

このころからA男の生活態度も徐々に改まり、学校生活を続けたいというようになった。

そこでA男を登校させるようにし、登下校のときには担任等が同伴してグループの誘惑からA男を守るようにした。また、放課後には毎日担任のところへ来て、その日のできごとや感じたことなどを話させるようにした。A男は次第に心を開いて過去の行動について話すようになった。そして、

これからの生活について、自分なりの考えを持つようになった。

(3) 考察

- ① A男がシンナーを悪用するようになったときには、すでにいろいろな問題行動を繰り返していた。A男の生活態度の乱れや、学習意欲の減退等に注意を払うとともに、喫煙、単車による暴走行為等の問題行動を早期に把握して適切な指導を行う必要があった。
- ② A男とシンナー悪用をしていたグループのメンバーは、中学時代の友人であった。そのため、中学校との緊密な連携によるグループの指導が必要であった。
- ③ 2年生の春休みに塗装店でアルバイトをしていた。シンナー等を扱う機会の多いアルバイトについては、業者との連携を図るなど、慎重な配慮が必要であった。
- ④ 担任がA男のシンナー悪用を知ったのは相当進んだ段階であった。担任による平素からの家庭への働きかけが必要だった。
- ⑤ シンナー悪用の弊害についてホームルームで指導し、A男を支えるホームルームづくりを進めた。このことがA男の立ち直りの上で大変効果的であった。

実例B

(1) 概要

B男(高3)がシンナーを持ち歩いているという情報をつかんだ担任は、早速家庭を訪問してB男の指導について両親と相談した。

しかし、両親は、B男のいうことを信じて、かえって担任に反発するような態度であった。

それから一週間後、昼休みの教室で顔は青白く目はすわり、シンナーの臭いをさせているB男を発見した。

担任と生徒指導部の教師は、B男を保健室につれて行き、養護教諭に手当てをしてもらった。また父親に来校を求め、B男の指導について話し合い、当分の間、家庭で反省させることにした。

しかし、その4日後には、公園で友人とシンナーを悪用しているところを補導された。

(2) 指導の経過

- ① 家庭での反省中にもかかわらずシンナーを悪用したことを重視し、B男の指導にあたっては、どこまでも生命を大切にすることを基本に、立ち直らせていくという考え方で組織的に取り組んでいくことにした。

ア 今後は一定期間、学校で特別指導する。

イ 担任、養護教諭、生徒指導部(カウンセラー)クラブ顧問等が連帯を密にして、シンナーに溺れているB男の内面にある問題をできるだけ掘り起こし、教師との信頼関係をつくりながら指導する。

- ② 専門機関の診断を受ける。

担任・養護教諭・B男で専門機関を訪ね、医師の診断を受けた。

診断の結果、次のようなことがわかった。

ア 精神的な依存から発生したものである。

(ア) 自分では止めたいと思っているが止められない。

(イ) 誰か、自分を真に理解してくれる者はいないかと一生懸命訴えている。

(ウ) 幼児期にたっぷり親に甘えたことがなく、しっかりしているようで精神的には未熟な部分がある。

イ 中毒の状態までは、進んでいない。

ウ 保護者、教師がB男の願いを的確に受けとめ、かかわっていけば必ず治る。

- ③ 診断結果を手がかりに、今までの取り組みの不十分な点を検討し、その後の指導にあたった。

ア 教科担任は、マンツーマン方式の補充授業をし、B男との人間関係をつくるようにした。

イ 養護教諭は、B男の日々の健康状態を観察するとともに相談活動を行った。

ウ クラブ顧問は、担任との連携を密にして、B男の学校生活が充実したものになるようクラブ活動の指導にあたった。

エ 全校生徒及びB男のクラスの指導を行う。シンナー悪用防止に関する映画を見せ、それにもとづくクラス討議を行った。

オ 保護者への相談活動を行う。

担任、養護教諭、教科担任、生徒指導部

(カウンセラー)、専門医との連携のもとに、家庭でのB男の指導について相談活動を進めた。

- ④ B男は、家庭でも次第に落ち着きをとりもどし、「シンナーを吸うのは自分が弱いからだ。自分ももっとしっかりしなくてはならない。」など、自分の考えを話すようになった。

父親は、部活動が終わる頃には来校し、B男の部活動の様子を見ながら、顧問や担任と話し合い、家庭での指導を続けた。

- ⑤ B男は高校を卒業して会社に就職し、営業関係の仕事に励んでいる。

(3) 考察

- ① 早期発見に努める。

生徒の徴候に気づかず、問題行動を起こしてから気づくのでは、指導がおくれてしまう。

シンナー等の悪用の機会は、校内よりも校外のほうが多く、グループで悪用していることが多い。そのため

ア 日頃から、遅刻・早退・欠席等に注意をはらい生活態度の変化を把握する。

イ 校外指導に当たっては、地域・関係諸機関の協力を得て問題の早期発見に努める。

- ② 家庭の人間関係、特に親子関係について配慮する。

B男の場合、幼児期の親子関係に問題が見られた。教師は、家庭における親子関係にも配慮し、保護者に愛情あるしかも厳しい養育の在り方について助言することが大切である。

- ③ 家庭との連携を密にする。

B男の場合、最初、両親が担任の話を信用しなかったことが問題の解決を遅らせている。日頃から家庭との連携を密にして相互の信頼関係を確立しておくことが大切である。

- ④ 組織的な取り組みを進める。

担任だけでなく、養護教諭、生徒指導部(カウンセラー)、教科担任、クラブ顧問などが相互に連携をとりながら組織的に取り組む必要がある。

- ⑤ 専門機関との連携を図る。

B男の場合、専門機関の診断が指導の大きな手がかりになった。必要に応じての連携や

相談が大切である。

- ⑥ 全体への指導とクラスの仲間づくりをする。

医師の講演、映画などをもとにしてクラス討議を行い、生徒の自覚を高めるとともに、それを機会にクラスの仲間づくりを進めることが大切である。

3. 指導上の留意点

シンナー等を悪用する児童生徒に対しては、一人一人の実態に即した個別指導が大切である。その際、一人一人の内面的な問題についての理解に努めるとともに、友人・家庭・関係諸機関の協力・援助を求めながら組織的に取り組む必要がある。

- (1) シンナー等の有害性を理解させる

専門家の助言を得ながら、シンナー等の有害性について正しく理解させ、その悪用を断ち切らせるよう指導する。その際、スライド・映画・ビデオなどの視聴覚教材を用いるのも効果的であろう。

- (2) 生活に目標をもたせ、生活態度の改善を図る

シンナー等を悪用するに至った要因・背景などを把握して、その児童生徒に応じた指導の在り方を検討し、生活態度の改善を図るようにする。その際、次のような点に留意することが大切である。

- ① 教師は生徒理解に努めながら、児童生徒自身に自分の行動を厳しく見つめさせるようにする。

- ② 級友やクラブの仲間などとの望ましい集団活動を促し、そのなかで、自分の存在感や充実感を体得させるようにする。

- ③ 家庭にあっては、規則正しい生活をさせるとともに、親子関係など家庭における人間関係の改善を図るよう援助する。

また、家庭でのシンナー等の取り扱いや、保管についても特に注意するよう指導する。

- ④ 「非行グループ」をつくっているときには、その交友関係の改善を図るよう指導する。

- (3) 医療機関との連携を図る

発見が遅れ、シンナー等への依存が進むと、精神的・身体的に障害が生じている場合もある。

このような場合には、医療機関等との連帯を図り、適切な指導に努める。

(4) その他関係諸機関・団体等との連帯を図る
シンナー等の悪用やその入手を防止するために、

警察、シンナー等取り扱い業者、PTA等との連帯
を図る。

シンナー等悪用早期発見のチェックポイント

○ 学校・家庭ともに

- (1) 顔色が青白く、眼がどろんとして生気を失った様子はないか。
- (2) 倦怠・脱力感に陥り、無気力・無関心な様子は見られないか。
- (3) 理由もないのにマスクや包帯を常用することはないか。
- (4) 手の甲やかかと、首などにやけどのあとはないか（感覚の度合いをタバコ・マッチなどでためすため。）
- (5) 衣服や吐く息に揮発性のおいしはないか。
- (6) あきっぽくなったり、怒りっぽくなったり、物におびえたり、疑い深くなったりするなど性格的な変化は見られないか。
- (7) ふらふらしていたり、ろれつがまわらなくなるなどの様子は見られないか。

- (2) 授業中、注意力が散漫で、活気に乏しく、よく居眠りするといった様子はないか。
- (3) しばしば保健室をたずね、医薬品や休養を求めたりすることはないか。

○ 家庭では

- (1) 帰宅・外出時間など日常生活が不規則になり、不信な外出や外泊などが多くなってはいないか。
- (2) 家族の知らない友人と遊ぶようになったり、友人の名前をかくしたがる様子はないか。
- (3) 小遣いの使途が不明になったり、お金をよくねだるようなことはないか。
- (4) 家族との接触を避け、自分の部屋に閉じこもりがちになったりすることはないか。
- (5) 部屋にシンナーや接着剤などがあつたり、ビニール袋、空かん、空びんなどが放置されていないか。

○ 学校では-

- (1) 理由のはっきりしない欠席・遅刻・早退等が多くなってはいないか。

〔シンナー等悪用防止についての相談機関〕

- ・ 県業務課、保健所、県立精神保健センター
- ・ 県警察本部少年課、警察署防犯課
- ・ 児童相談所、福祉事務所、青少年補導センターなど。

〔シンナー等悪用防止啓発用フィルム・スライドなどの貸し出し〕

- ・ 広島県防犯連合会
TEL 082-228-0111 内線2510
- ・ 青少年育成広島県民会議
TEL 082-228-2111 内線2066
- ・ 広島県薬物乱用対策推進本部
TEL 082-228-2111 内線2461